

えがお 愛顔つなぐハートフルポイント制度



障害者就労施設での
商品の購入や
サービスの利用で
商品券に引換できます!!

「えがお 愛顔つなぐハートフルポイント制度」

は、障害者就労施設から商品を購入したり、サービスを利用した際に、購入額に応じてポイントをお渡しし、貯まったポイントの商品券と引き換えることができる制度です。

100円につき1ポイント

貯まったポイントは
商品券にて実質

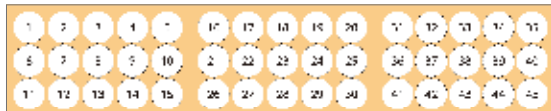
20%還元

おサイズに
やさしく、
障害のある方を
サポートできます!



ポイント
シール

ポイントカード



● ポイント交付期間 平成27年6月15日から11月30日まで

● ポイント引換期間 平成27年6月15日から12月31日まで

● ポイントと商品券の交換 25ポイント(2,500円の購入)で500円、
50ポイント(5,000円の購入)で1,000円
の商品券と交換します。

● ポイント交付施設
● 商品券引換窓口 愛媛県ホームページにて公開しています。

えがお 愛顔つなぐハートフルポイント制度の流れ



- ① 授産製品を購入
- ② ポイントを発行
- ③ ポイントカード提出
- ④ 商品券に引換え
- ⑤ 商品券を利用



● 障害者就労施設は、授産製品等を購入した消費者に、購入額100円につき1ポイントのポイントシールを発行します。シールは別にお渡りするポイントカードに貼付してください。(左図①②)

● 消費者は、所定数のポイントシールが貯まったポイントカードを商品券引換窓口を持ち込み、商品券引換窓口はポイントカードと引き換えに、商品券を消費者に交付します。(左図③④)

● 消費者は、商品券を地元商店街や店舗で使用できます。(左図⑤)



I ポイントの交付について

1. ポイント交付期間

ポイントの交付期間は、平成27年6月15日(月)～平成27年11月30日(月)です。

2. ポイント交付施設

ポイントを交付できるのは、県の登録を受けた障害者就労施設に限られます。登録を受けた障害者就労施設には、ポイント交付施設であることを示すポスターを掲示しています。

※障害者就労施設とは……障害者の方が働くことです。生活介護事業所、就労継続支援(A型・B型)事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、小規模作業所などがあります。

3. ポイント交付の対象

ポイント交付の対象となるのは、消費者(個人)が直接、障害者就労施設から商品の購入・サービスの利用をされた場合に限られます。

＜ポイント交付の対象とならない行為＞

個人消費に当たらないものや換金性のあるものはポイント交付の対象となりません。

○個人又は法人を問わず、事業活動に伴って生ずるもの(事業活動の一環として商品の購入・サービスの利用をされた場合は、対象とはなりません。)

○特定の宗教団体若しくは政治団体に関わるもの又は公序良俗に反するもの

○商品券その他換金性の高いものの交換若しくは売買
(例)商品券、プリペイドカード、切手の購入等

○たばこの購入

○不動産の売買若しくは賃貸借に係る取引

(例)土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料

4. ポイントの交付手続

商品の購入・サービスの利用の対価(消費税及び地方消費税込み)100円につき1ポイント(ポイントシール1枚)を交付します。100円未満のときはポイントは交付できません。また、100円未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。委託販売等の場合は、あらかじめ授産製品にシールを貼っていることがありますので、剥がしてお使いください。

ポイントシールは所定のポイントカードに貼付してください。お持ちでない方はポイント交付施設に申し出てください。ポイントカードと制度説明用パンフレットをお渡しします。

II ポイントと商品券の引換えについて

1. 商品券の引換期間

ポイントと商品券の引換期間は、平成27年6月15日(月)～平成27年12月31日(木)です。引換期間を過ぎるとポイントは失効しますので、注意してください。

2. 商品券引換窓口

ポイントと商品券を引換えできるのは、県の登録を受けた事業者に限られます。登録を受けた商品券引換窓口には、商品券引換窓口であることを示すポスターを掲示しています。

3. 商品券と引換できないポイントカード

次のようなポイントカードは、商品券との引換えはできませんので、注意してください。

- 定められたポイントカードでないもの
- ポイントシールが所定の枚数に達していないもの
- 破損したポイントシールが添付されているもの
- 偽造された疑いのあるポイントシールが貼付されているもの
- ポイントカード表面の「商品券引換窓口確認欄」に引換窓口名の記載があるもの

4. ポイントと商品券の引換手続

商品券引換窓口で、所定の枚数のポイントシールを貼付したポイントカードを提示してください。(ポイントカードのコピーでは引換えできません。)25ポイントで500円、50ポイントで1,000円の商品券と引き換えます。ポイントカードは商品券引換窓口で回収させていただきます。ポイントと商品券の引換えは、1回につき2,000円を限度とさせていただきます。また、複数のポイントカードを合算して商品券と引き換えることもできます。

5. アンケート調査

ポイントカードを商品券と引き換える際に、事業に関するアンケート調査の記入をお願いしています。住所、氏名、電話番号を記入してアンケートを提出していただいた方の中から、抽選で50名に3,000円相当の授産製品詰合せセットをお送りすることとしていますので、アンケート調査への御協力をお願いします。また、無記名(住所、氏名、電話番号の記入なし)でのアンケート提出もできます。※アンケートに記入した個人情報は、懸賞品の発送にのみ使用します。

III その他注意事項

- ポイントシール・ポイントカードは、紛失、盗難、破損した場合でも再交付はできません。大切に保管してください。
- ポイントの交換、譲渡、売買及び再利用は行わないください。ポイントと現金の交換は禁止しています。ポイントを直接、商品の購入や役務の提供の対価として利用することはできません。
- ポイントを事業活動に利用する目的で商品券と引き換えることはできません。

ポイント交付施設・商品券引換窓口は県ホームページに掲載しています。ポイントカード記載のQRコードを利用して接続してください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20700/egaotsunagu-heartfullpoint.html>

また、紙媒体での地図情報も作成しています。障害福祉課までお問い合わせください。

【制度に関するお問合せは】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局
障害福祉課 障害支援係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
TEL 089-912-2424
FAX 089-931-8187

